

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和6年1月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和6年1月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和6年1月18日

鹿児島県知事 塩田 康一

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス東開店  
鹿児島市東開町5番地10 外1筆

### 2 変更事項

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前 開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後9時45分まで

イ 変更後 開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後10時

#### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前9時30分から午後10時まで  
イ 変更後 午前8時30分から午後10時30分まで

#### (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時  
イ 変更後 24時間

### 3 変更年月日

令和6年1月17日

### 4 届出年月日

令和6年1月16日